

重 要

返還が終了、又は免除になるまで、大切に保管してください。

茨城県育英奨学資金返還の手引き

令和5年3月貸与終了者用

—茨 城 県 教 育 委 員 会—

返還のおぼえがき

- ・ 約束の返還方法を忘れないように、必ず記入しておきましょう。
- ・ 奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書をコピーしておいてください。

学 校 名								
返還者コード(I + 8桁)	I							
返 還 (借 用) 金 額	円							
返 還 期 間	年							
返 還 回 数	回							
返 還 方 法	年 賦 ・ 半 年 賦							
返 還 期 日	6 月 末 ・ 1 2 月 末							
第 1 回 返 還 日	年 月							
最 終 返 還 日	年 月							
第 1 回 の 返 還 金 額	円							
最 終 返 還 金 額	円							
連 帯 保 証 人 氏 名								
連 帯 保 証 人 氏 名								

※返還者コードは、茨城県教育委員会から送付する納入通知書の納付内容の欄に記載されています。初回の納入通知書受領後に、上記の欄に記入しましょう。

〔 奨学資金返還の事務は、すべて返還者コードで整理されています。 〕
〔 各種届出・報告・連絡などのときは、忘れずに御記入ください。 〕

目 次

◎ 奨学生の皆さんへ	1
◎ 奨学金の返還		
1 返還金の納入方法	3
2 延滞利息	4
3 一括返還・繰上返還	4
4 返還金の督促	5
5 各種届出	5
6 返還猶予	5
7 返還免除	6
◎借用証書及び返還計画書記入要領	7
◎借用証書及び返還計画書記入例	9
◎ 各種様式		
○奨学生氏名（住所）変更届（様式第7号）	11
○連帯保証人変更届（様式第6号）	12
○奨学資金返還猶予申請書（様式第17号）	13

奨学生の皆さんへ

茨城県育英奨学資金制度は、経済的理由により修学が困難な方に学資を貸与する制度であり、その返還金が次の奨学生に対する貸与の財源になっております。

言い換えれば「**借りたものは返す**」という、ごく当然のことが、当然に行われて、この制度は成り立っています。

貴殿におかれましては、毎年、返還する金額は相当高額になる場合もあり、必ずしも返還が容易であるとは限りませんが、この趣旨を御理解のうえ、次の奨学生のためにも約束どおりの方法で、間違いなく返還の義務を履行してください。

なお、この手引きは返還が終了するまで、大切に保管してください。

奨学金の返還・・・次のことを必ず守りましょう。

○ **納入期限を守りましょう。(3・4頁参照)**

あなたが立てた返還計画に基づいて、納入通知書を6月又は12月に送付しますので、期限内に納入しましょう。

返還金の元金は無利子ですが、返還を延滞した場合、延滞利息(6か月ごとに5%)がかかります。

また、あなたが立てた返還計画内容を忘れないよう返還のおぼえがきに記入しておきましょう。

○ **住所や氏名等が変わったら届出をしましょう。(5頁参照)**

届出がなければ、納入通知書が届かなくなってしまいます。

また、連帯保証人に、あなたの住所確認のため連絡するなどして、迷惑をかけることになります。

納入通知書が届かないことで、奨学金の返還に支障をきたしますので、必ず変更届を提出しましょう。

○ **返還が困難になったら手続きをしましょう。(5・6頁参照)**

進学や災害、傷病その他やむを得ない事由により返還すべき日までに返還することが困難になった場合は、奨学金の返還の期限を、一定の期間、猶予することができますので、事前に返還猶予申請書を提出しましょう。

※納入通知書が送られてから申請をしても、猶予の対象になりませんのでご注意ください。

○ **領収書は大切に保管しましょう。**

茨城県教育委員会からは、領収書の再発行はいたしません。銀行やコンビニエンスストアで納入した際に受け取る領収書はあなたが返還したかどうかの大事な証拠書類となりますので、大切に保管しましょう。

1 返還金の納入方法

あなたが提出した返還計画書に基づいて、6月及び12月に納入通知書を送付しますので、納期限までに次の方法により納入してください。

(1) 口座振替による納入

別紙「奨学資金返還金の口座振替手続きのご案内」を参照し、取扱金融機関で直接、手続きをしてください。

(2) 金融機関の窓口での納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、金融機関の窓口において納入してください。納入場所については、納入通知書裏面の添書きをご参照ください。その他の金融機関を利用する場合は、本・支店で取り扱いが可能か確認してください。

茨城県指定金融機関・収納代理金融機関（振込手数料がかかりません）

【全国の本店・支店】

常陽銀行、筑波銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、足利銀行、千葉銀行、武蔵野銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、横浜幸銀信用組合、中央労働金庫

【茨城県内の本店・支店】

茨城県信用組合、ハナ信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会、農業協同組合

(3) コンビニエンスストアでの納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、納入通知書裏面に記載のコンビニエンスストアにおいて納入してください。

なお、コンビニエンスストア取扱期限を経過したもの等はコンビニエンスストアでは納入できませんので、納入通知書裏面の【注意事項】を確認してください。

取扱コンビニエンスストア（振込手数料がかかりません）

MMK 設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア一、ローソン、ローソンストア 100

※対応コンビニエンスストアは変更になる場合があります。

(4) 現金又は為替で納入する場合

納入通知書を同封し（納入通知書は切り離さないこと）書留郵便で、茨城県教育庁学校教育部高校教育課まで送付してください。

※取扱手数料がかかります。

(5) 電子納付（Pay-easy）対応の ATM、インターネットバンキング等から納入する場合

通常の納入通知書では、電子納付等に対応しておりませんので、ご希望の場合は高校教育課までご連絡ください。

なお、利用しようとする金融機関が、茨城県の公金の電子納付（Pay-easy）を取り扱っているかどうか、県から送付される納入通知書の添書き又は茨城県ホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/mpnbank.html>）をご参照ください。

お支払いについては、各金融機関の手順に従い、納入通知書に記載されている収納機関番号、納付番号、確認番号等を入力し、納入してください。

※ご利用に関しては、事前にお取引先の金融機関にインターネットバンキング又はモバイルバンキングの申込みが必要です。

※電子納付の場合、領収証書は発行されません。

留意事項

納入通知書を紛失した場合や納入通知書が届かない場合は、速やかにご連絡ください。

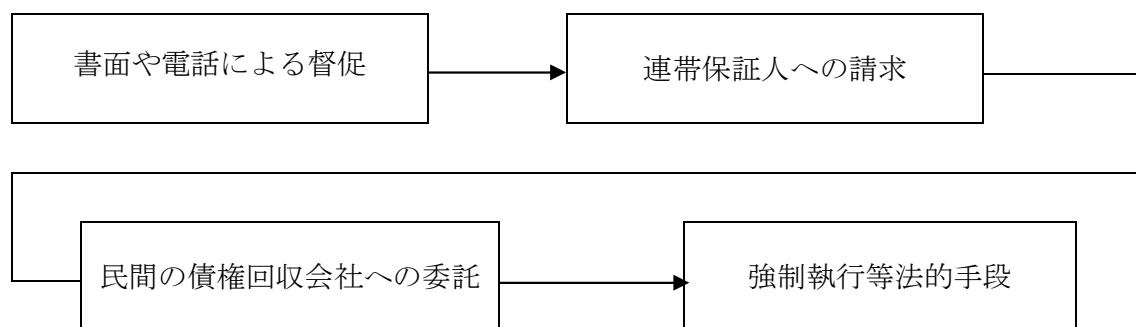
2 延滞利息

納期限までに納入しなかった場合は、**延滞利息（納入期限を6ヶ月過ぎることに5%）**を徴収することになりますので、期限内に必ず納入してください。

3 一括返還・繰上返還

返還途中で、返還残高を一括して返還したい場合、又は、返還計画の金額以上に返還したい場合は、随時茨城県教育庁学校教育部高校教育課まで電話又は葉書等によりご連絡ください。

4 返還金の督促



滞納者へは以上の手順により督促をします。連帯保証人にやむを得ず請求することになりますので、期限内に納入しましょう。

5 各種届出 (11・12 頁)

(1) 奨学生氏名 (住所) 変更届 (様式第 7 号・11 頁)

奨学生又は連帯保証人の住所、氏名などが変更になった場合は、「奨学生氏名 (住所) 変更届」又は電話により連絡願います。

(2) 連帯保証人変更届 (様式第 6 号・12 頁)

連帯保証人が変更になる事由が発生したら、「連帯保証人変更届」を提出してください。連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、新たに設定した連帯保証人の印鑑登録証明書を必ず添付してください。

6 返還猶予 (13 頁)

ア 次表のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、返還者からの願い出によって一定の期間、返還を猶予することがあります。

イ 返還猶予を希望する場合は、「奨学資金返還猶予申請書」(様式第 17 号・13 頁)に所定の証明書等を添付して返還期日の到来しないうち(5月31日又は11月30日まで)に提出してください。

ウ 返還猶予決定の場合は、返還猶予決定通知書を送付します。そこに記載されている猶予期間を過ぎてもなお猶予希望の場合は、再度、同様の手続きが必要です。

事 由	猶予期間	添 付 書 類
(1) 専門学校、大学及び大学院に在学するとき。	事由の継続している期間（入学年月～卒業年月）	(1) 学校長発行の在学証明書
(2) 大学等に進学しようとして準備中のとき。	1年以内において必要と認める期間 更にその事由が継続するときは更新手続きを行う。	(2) 予備校の在学証明書等
(3) 傷病のとき。		(3) 医師の診断書
(4) 火災、風水害等の被害を受けたとき。		(4) 市町村発行のり災証明書
(5) 本人が生活保護を受けているとき。		(5) 生活保護受給証明書
(6) その他特別の事由により奨学資金の返還が困難と認められるとき。		(6) 特別の事由を証明する書類

7 返還免除

次の事由に該当する場合は、返還免除になることがありますので、茨城県教育庁学校教育課に連絡し、指示を受けてください。審査のうえ、返還残額の全部又は一部が免除となります。

- (1) 本人が死亡した場合。
- (2) 本人が心身障害により労働能力を喪失した場合。
(症状が固定し、回復の見込みのないものに限る。)

● 返還等に関する連絡・提出先

<p style="text-align: center;">〒310-8588</p> <p style="text-align: center;">茨城県水戸市笠原町978番6</p> <p style="text-align: center;">茨城県教育庁学校教育課 管理担当</p> <p>TEL 029-301-6045 (受付時間 平日8:30 - 17:15)</p> <p>FAX 029-301-5269</p> <p>E-mail : kokyo@pref.ibaraki.lg.jp</p>

茨城県育英奨学資金借用証書及び返還計画書記入要領

1 借用証書の作成について

- ア 借用証書の金額は、返還計画書の貸与総額及び返還総額と必ず一致します。
借用証書に記入する金額の数字は算用数字を用いてください。
- イ **連帯保証人は、2人必要です。**採用決定の際、誓約書や奨学資金貸与契約書に連署した方と同一人としてください。やむを得ず変更する場合は、将来返還に際し本人と連帯して責任を負う能力のある方を選んでください。
なお、**連帯保証人は、独立の生計を営む成年者で、常に本人と連絡がとれ、かつ、弁済の資力を有する方**にしてください。
- ウ 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

2 返還計画書の作成について

(1) 返還方法

次表の3つの方法の中から1つを選んでください。

返 還 方 法	返 還 の 月	返 還 回 数	返 還 期 間
半 年 賦	6月及び12月	20回以内	10年以内
年賦（6月）	6月	10回以内	
年賦（12月）	12月		

※半年賦：年2回返還、年賦：年1回返還

(2) 返還開始の年月

※貸与終了後、直ちに返還する場合（6か月の据置期間があります。）

半 年 賦	年 賦（6月）	年 賦（12月）
貸与終了年の12月	貸与終了年の翌年の6月	貸与終了年の12月

※高等学校等卒業後に返還する場合

半 年 賦	年 賦（6月）	年 賦（12月）
卒業年の12月	卒業年の翌年の6月	卒業年の12月

※高等学校等卒業後、進学等により返還猶予申請する場合

半 年 賦	年 賦（6月）	年 賦（12月）
進学先卒業年の6月	進学先卒業年の6月	進学先卒業年の12月

今回、大学進学等により返還猶予申請書を提出する場合、猶予期間を見込んで返還開始及び返還完了の各欄を記入していただいて構いません。その場合、据置期間は猶予期間に含まれるため、**返還開始は猶予期間終了（大学卒業等）から最も近い返還月（6月又は12月）**となりますので、返還開始の欄を記入する際、注意してください。

また、返還猶予申請書に添付する**在学証明書等は、忘れずに必ず提出**してください。

（3）返還金額

各回の返還金額は均等割にし、端数は最終回で調整してください。

その際、必ず次の算式が成立するようにしてください。

$$\{\text{返還金額（各回）}\} \times (\text{返還回数} - 1) + \{\text{返還金額（最終回）}\} = \text{返還総額}$$

ただし、返還金額（各回）は、次表の金額を下回らないようにしてください。

返還方法	返還金額（各回）
半年賦の場合	返還総額の 20 分の 1
年賦の場合	返還総額の 10 分の 1

（4）現住所及び就職先欄の記入について

番地・アパート名・部屋番号・電話番号及び就職先の勤務箇所の名称まで正確に記入してください。

なお、納入通知書は、現住所あてに送付しますので、実家への送付を希望する場合は、現住所の下に実家の郵便番号及び住所を括弧書で記入してください。

（5）連帯保証人欄の記入について

現住所欄は番地・アパート名・部屋番号・電話番号まで、職業及び勤務先名称欄は事業所（店舗）名・所属・電話番号まで正確に記入願います。

3 留意事項

- ア 記入及び押印にもれのないよう十分注意願います。
- イ 訂正がある場合は、**修正液を使用せず、訂正印を押印して訂正**してください。
- ウ 返還猶予申請する場合も、借用証書及び返還計画書を作成し提出してください。

記入例

(令和2年4月から令和5年3月まで、36か月間、国・公立自宅通学の月額(18,000円)で貸与を受け、10年間半年賦で返済する例)

年月日は、学校に提出する年月日を記入。

数字の前に¥記号を入れる。

連帯保証人はそれぞれ別生計の2名が必要です。
氏名は、各自が自署してください。
連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、**印鑑登録証明書**を添付してください。

茨城県育英奨学資金借用証書

金額	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	4	8	0	0	0

茨城県育英奨学学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記茨城県育英奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

令和 5年 2月 24日

本人	ふりがな	みと いちろう
	氏名	水戸 一郎 ㊟
	住所	水戸市笠原町978番地6
	電話番号	029(301)5245

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

連帯保証人	しめい	みと たろう
	氏名	水戸 太郎 ㊟
	住所	水戸市笠原町978番地6
	電話番号	029(301)5245
連帯保証人	しめい	ひたち あきら
	氏名	日立 明 ㊟
	住所	日立市助川町1-1-1 日立アパート101号室
	電話番号	0294(22)3111

茨城県教育委員会教育長 殿

特約条項

よくお読みください

(記載上の注意)

よくお読みください

記入例

茨城県育英奨学資金返還計画書

返還者コード (記入しないこと)		I				←記入不要										
ふりがな 氏名	みと いちろう 水戸 一郎		学校名	水戸高等学校		生年月日	平成 16 年 7 月 7 日									
貸与月額		貸与始期	貸与終期	貸与総額		貸与終了理由										
千	円	年	月	年	月	千	円	※ (卒業)・退学・辞退・転出・停止・その他								
1	8	0	0	0	2	4	5	3	6	4	8	0	0	0		
貸与総額=借用証書の貸与額 ()																
返還方法	0...半年賦 (6・12月)		方 法	返還期間		返還回数		返還開始		返還完了						
	1...年賦 (6月)			0	1	0	2	0	0	5	1	2	1	5	0	6
	2...年賦 (12月)															
返還金額 (各回)				返還金額 (最終回)				返還総額 ←								
千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円					
3	2	4	0	0	3	2	4	0	0	6	4	8	0	0	0	
本人	ふりがな	みとしかさはらちよう														
	現住所	〒(310-0852) 水戸市笠原町978番6				電話番号 029 (301) 5245 携帯電話 090 (1234) 5678										
	卒業後の進路	※ (就職) 進学 その他 ()	就職先	名称	五井物産水戸支店 〒(310-0011) 水戸市三の丸1-1-1		電話番号 029 (221) 1111									
連帯保証人	ふりがな 氏名	みと たろう 水戸 太郎		生年月日	昭和〇年〇月〇日		本人との続柄	父		年間収入 (税込)	千円 6,000					
	現住所	〒(310-0852) 水戸市笠原町978番6				電話番号 029 (301) 5245										
	職業	会社員	勤務先名称	水戸電気(株)制作部第一課		電話番号 029 (123) 4567										
連帯保証人	ふりがな 氏名	ひたち あきら 日立 明		生年月日	昭和〇年〇月〇日		本人との続柄	叔父		年間収入 (税込)	千円 7,000					
	現住所	〒(316-0003) 日立市助川町1-1-1 日立アパート101号室				電話番号 029 (22) 3111										
	職業	会社員	勤務先名称	日立海上火災(株)水戸サービス課		電話番号 0294 (89) 0007										

※訂正する場合、修正液は使用せず、二重線を引き、訂正印を押印して訂正してください。

○返還金額は各回同額とし、端数は最終回で調整

○返還金額(各回)は、年賦の場合、返還総額の1/10以上、半年賦の場合、1/20以上

○返還総額 = 返還金額(各回) × (返還回数 - 1) + 最終回返還額。

様式第7号(第8条関係)

奨学生氏名(住所)変更届

茨城県教育委員会教育長 殿

年 月 日

奨学生番号 年 茨育奨 第 号
学 校 名 学校 科 年
(年 月卒業)
氏 名

下記のとおり氏名(住所)を変更しましたのでお届けします。

記

変 更 後	氏 名	
	住 所	〒() 電話番号 ()
変 更 前	氏 名	
	住 所	〒() 電話番号 ()
変更年月日		年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学 校 長 氏 名

連 帯 保 証 人 変 更 届

茨城県教育委員会教育長 殿

年 月 日

奨学生番号 年 茨育奨 第 号
 学 校 名 学 校 科
 (年 月 卒業)
 氏 名

下記のとおり連帯保証人を変更したいのでお届けします。

記

1 旧連帯保証人

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日	本人との 続 柄	
-------------	--	------	-------	-------------	--

2 新連帯保証人

私は、旧連帯保証人に代わり、本人に茨城県育英奨学資金の返還を履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日	本人との 続 柄		年間収入 (税込)	千円
現 住 所	〒()		電話番号 ()				
職 業		勤務先名称	電話番号 ()				

3 変更年月日 年 月 日

4 変更理由

※連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、変更後の者の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第17号(第11条関係)

奨学資金返還猶予申請書

茨城県教育委員会教育長 殿

年 月 日

本人	住所	氏名	奨学生番号	年	茨育奨	第	号
連帯保証人	住所	氏名	出身学校名		学校		科
連帯保証人	住所	氏名					

下記のとおり茨城県育英奨学資金の返還の期限の猶予を受けたいので申請します。

記

猶予期間	年 月から 年 月まで
理由	

- ※ 1 在学中の場合は在学証明書を添付すること。
- 2 疾病のときは、治療期間を記した医師の診断書を添付すること。

問合せ先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

TEL 029-301-6045 (ダイヤルイン)

FAX 029-301-5269

E-mail:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp